第七条第一項中「規定により、使用済燃料貯蔵施設の工事（第十一条に規定する使用済燃料貯蔵施設であって溶接をするものの溶接を除く。）及び性能について検査」を「検査（以下「使用前検査」という。）」に改める。

第八条中「法第四十三条の九第一項の」を削る。

第十条中「法第四十三条の九第一項の」及び「当該申請に係る」を削る。

第十三条中「溶接検査」を「検査」に改める。

第十六条の二第二項中「第十六条第一項」を「前条第一項」に改める。

第十七条中「溶接検査を」を「検査を」に改める。

第十九条第一項中「規定により使用済燃料貯蔵施設の性能について検査」を「検査（以下「施設定期検査」という。）」に改める。

第二十一条中「法第四十三条の十一第一項の」及び「当該申請に係る」を削る。

第二十七条第一項の表第一号イ中「法第四十三条の九第一項の規定による」を削り、同号ロ中「法第四十三条の十一第一項の規定による」を削り、同号ハ中「施設定期自主検査」を「検査」に改め、同表第二号リ(1)(iii)中「充てん」を「充塡」に改め、同表第三号イ「放射線遮へい物」を「放射線遮蔽物」に改め、同表第十号ロ中「者への」の下に「同項第五号イ及びロに規定する」を加え、同表第十二号中「以下同じ。」を削る。

第二十九条第一号イ「さく」を「柵」に、「かぎ」を「鍵」に改め、同条第二号ロ中「さく」を「柵」に改める。

第三十条第三項第三号中「同法同条第三項」を「同条第三項」に改める。

第三十二条第二項中「法第四十三条の二十七第三項」を「同条第三項」に改める。

第三十四条第一項第三号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同項第十号中「以下同じ。」を削る。

第三十五条第七号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同号ハ中「ふた」を「蓋」に改め、同条第九号イ中「き裂」を「亀裂」に改める。

第三十六条第一項の表第九号中「第十号」を「次号」に改め、同条第三項中「第二項第四号」を「前項第四号」に改める。

第三十八条第二項第一号中「工場若しくは」を削る。

第四十一条第一項第十五号中「こと。」を「こと」に、「限る。）」を「限る。）。」に改める。

第四十一条の二第二項第一号中「工場若しくは」を削る。

第四十三条の二の八第二項第十号中「第四十三条の二の七」を「前条」に改める。

第四十三条の三の二第三項、第四十三条の四第三項及び第四十三条の七第三項中「、写し」を「及び写し」に改める。

第四十三条の十一中「の規定により、法第四十三条の二十八第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更」を削る。

第四十三条の十三中「以下」を削り、同条第八号イ中「堰」を「堰（せき）」に改める。

第四十八条第二項中「第一項」を「前項」に改める。

（使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正）

第二十五条　使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十三号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第三号中「維持しうる」を「維持し得る」に改める。

第十二条の見出し中「受入れ設備」を「受入設備」に改める。

第十四条第四号中「維持しうる」を「維持し得る」に改める。

第二十条の見出し中「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同条中「はり付けなければ」を「貼り付けなければ」に改める。

（登録認証機関等に関する規則の一部改正）

第二十六条　登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「省令」を「規則」に改める。

第四十六条第一項第一号イ及び第二号イ中「第十八条の十五第三項」を「第十八条の十五第四項」に改める。

（試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則の一部改正）

第二十七条　試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則（平成十七年文部科学省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「あつて」を「あって」に改める。

第七条の表中「つど」を「都度」に改める。

第十三条中「第八条」を「第十一条」に改める。

第十四条の見出し中「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同条中「第八条」を「第十一条に、「はり付けなければ」を「貼り付けなければ」に改める。

（製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則の一部改正）

第二十八条　製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則（平成十七年経済産業省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「の方法が第五条第一項の規定に基づき」を「が法第六十一条の二第二項の」に改める。

第十三条の見出し中「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同条中「第十一条」を「第十条」に、「はり付けなければ」を「貼り付けなければ」に改める。

（核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正）

第二十九条　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「廃棄物受入れ施設」を「廃棄物受入施設」に、「受入れ計画」を「受入計画」に改める。

第三条第一項第二号ホ(3)中「最大受入れ能力」を「最大受入能力」に改める。

第七条中「（以下「廃棄物埋設施設等の技術上の基準」という。）」を削る。

第十一条第二項中「第十二条」を「次条」に改める。

第十二条の二中「第十二条各号」を「前条各号」に改める。

第十三条中「当該申請に係る」を削る。

第十七条中「法第五十一条の七第一項」を「同条第一項」に、「放射線遮へい物」を「放射線遮蔽物」に改める。

第十八条第一項中「規定により、特定廃棄物埋設施設の工事（第二十五条に規定する特定廃棄物埋設施設であって溶接をするものの溶接を除く。）及び性能について検査」を「検査（特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。以下「使用前検査」という。）」に改める。

第十九条中「法第五十一条の八第一項の」及び「（特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。以下同じ。）」を削り、同条第一号中「放射線遮へい材」を「放射線遮蔽材」に改める。

第二十二条中「（特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。）」を削る。

第二十四条中「法第五十一条の八第一項の」、「（特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。）」及び「当該申請に係る」を削る。

第二十七条中「溶接検査」を「検査」に改める。

第三十条の二第二項中「第三十条第一項」を「前条第一項」に改める。

第三十一条中「溶接検査（」を「検査（」に改める。